

登別市介護認定審査会運営要綱

第1 趣旨

登別市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の運営については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、登別市介護保険条例（平成12年条例第6号）及び登別市介護認定審査会規則（平成11年規則第25号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

第2 合議体

- 1 合議体の構成は、会長が、保健、医療及び福祉の各分野の均衡に配慮した構成となるよう指名する。
- 2 合議体の長は、合議体の会議を総理し、合議体を代表する。
- 3 会議の開催及び議決
 - (1) 合議体の会議の定足数は5人とする。ただし更新認定を取り扱う合議体の会議については、定足数は3人とする。
 - (2) 認定の審査及び判定に当たっては、できるだけ委員間の意見調整を行い、合意を得るよう努める。その上で合議体の議事は、合議体の長を含む出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、合議体の長の決するところによる。
- 4 審査及び判定の結果については、合議体の議決をもって、認定審査会の議決とする。

第3 審査及び判定

- 1 認定審査会は、法第27条第8項及び法第32条第4項の規定により、審査対象者について、認定調査票のうち「基本調査」及び「特記事項」並びに「主治医意見書」に記載された主治医の意見に基づき、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）」による要支援認定の審査判定基準等及び要介護認定の審査判定基準等（以下「認定基準等」という。）に基づいて、審査及び判定を行う。また、特に必要がある場合については、意見を付することができる。
- 2 認定審査会は、必要に応じて、認定調査員及び主治医意見書を作成した医師等に出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 委員は、次に掲げる場合に該当するときは、審査及び判定に加わることができない。ただし、審査対象者の状況等について意見等を述べることができる。

(1) 審査対象者が、委員の所属する施設等に入院し、若しくは入所し、又は介護サービスを受けている場合

(2) 委員が、審査対象者の主治医意見書を記入した場合

4 認定審査会は、審査終了後、判定結果について「要介護認定・要支援認定の審査判定結果について」（別記様式）により速やかに市長へ報告するものとする。

第4 守秘義務

1 認定審査会は、非公開とする。

2 委員は、知り得た個人情報に関し秘密を厳守しなければならない。

3 委員は、認定審査会終了後、審査及び判定に使用した資料を、持ち帰ることができない。

第5 議事録の作成

認定審査会は、審査した事項について議事録を作成するものとする。

第6 事務局

認定審査会の事務局は、保健福祉部高齢・介護グループに置く。

第7 補則

この訓令のほか、認定審査会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成11年訓令第17号）

この訓令は、平成11年9月17日から施行する。

附 則（平成12年訓令第6号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第5号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令第5号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第7号）

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第8号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式

登 第 号
年 月 日

登別市長

様

登別市介護認定審査会
会長

要介護認定・要支援認定等の審査判定結果について

年 月 日付け登 第 号で依頼のありました介護保険法の規定に基づく要介護認定・要支援認定等について、登別市介護認定審査会において審査した結果、次のとおり判定しましたので通知します。

- 1 審査会開催日 年 月 日
- 2 審査判定数 件
- 3 要介護認定・要支援認定審査判定一覧表 別 紙
- 4 そ の 他

